入料紹介 青蓮院門跡所蔵

『門葉記』「長日如意輪法六」について

袁

也

はじめに

であり、尊円死後も補筆された。古代・中世の天台宗研究・延暦寺であり、尊円死後も補筆された。古代・中世の天台宗研究・延暦寺であり、尊円死後も補筆された。古代・中世の天台宗研究・延暦寺であり、尊円死後も補筆された。古代・中世の天台宗研究・延暦寺であり、尊円死後も補筆された。古代・中世の天台宗研究・延暦寺であり、東京・山門と表記する)研究・青蓮院門跡研究を行う上で必要不可以下、山門と表記する)研究・青蓮院門跡研究を行う上で必要不可以下、山門と表記する)研究・青蓮院門跡の大変史料として知られる。

紹介を行い、併せて近世写本にも言及する。 求記号六一七二―一)のうち、「長日如意輪法六」の翻刻および史料本稿では、『門』原本の写真(東京大学史料編纂所架蔵写真帳、請

十一、十二に翻刻、収録されており(以下、大正蔵本とする)、一般『門』は、『大正新脩大蔵経』(大蔵出版、一九三四)「図像部」の第

山門研究の発展にも寄与するものと考えられる。 山門研究の発展にも寄与するものと考えられる。 山門研究の発展にも寄与するものと考えられる。 山門研究の発展にも寄与するものと考えられる。 山門研究の発展にも寄与するものと考えられる。

期等について述べるとともに、全文翻刻を掲載する。そこで以下、本稿では「長日如意輪法六」の内容、作成者、成立時

一、『門』「長日如意輪法六」の内容・作成者・成立時期

「長日如意輪法六」の装丁は『門』原本の他巻と同じく、巻子袋である。 には「文和元年十二月下旬、書」進 禁裏、之草本也」という記述がまる。 要紙の左上(天)には「護持僧条々」とみえ、左下(地)に「六」と 表紙の左上(天)には「護持僧条々」とみえ、左下(地)に「六」と は本巻の番号と考える(このように判断した理由は後述する)。見返 しには「文和元年十二月下旬、書」を見る限り、少々虫損があるものの、 のる。

本文では、最初に以下のような総目が記されている。

- に列挙し、続いて各時期の護持僧の名前を記している。 持「元祖」としての最澄、空海、円仁、円珍の護持記事を時代順ている。山門、東寺、寺門(園城寺)の、いわゆる「三流」の護の「濫觴事」…桓武天皇期から後冷泉天皇期までの護持僧を収録し
- ②「代始護持僧事」…後三条天皇期から崇光天皇期までの代始護持僧(天皇の即位前後に補任される、長日三壇御修法(長日如意輪僧(天皇の即位が掲載されている。その後、各天皇の代始護持僧の名前を挙げ、一部の僧侶を除き、ほとんどの僧侶の名前下に小字で護持僧となった日付と長日三壇御修法の内容を記している。護持僧の所属宗派は名前の右傍で「山」(山門)・「寺」(寺門)・「東」(東寺)と表記されている。

- の護持僧補任についての先例を引用している。 ついての補任手続きを記している。尊性、慈助などの山門門跡僧③ 「被仰護持事」…護持僧となった時の勅使参向、綸旨発給などに
- 記している。天台護持僧の初参の先例を引用している。(1) 「二間初参事」…護持僧補任後の清涼殿二間初参の詳細な作法を
- に関する作法と規定を記している。山門護持僧の先例を引用しどに関する作法と規定を記している。山門護持僧の先例を引用し修法の由緒、御請の手続き、修法の御本尊および支物、花注連な「長日三壇御修法事」…後三条天皇即位後から始まる長日三壇御

(5)

「護持労事」…護持僧労に関する規定と先例を記している。

- 用している。 する規定を記している。山門護持僧が水天供を勤修する先例を引⑦ 「護持僧必勤修御祈事」…護持僧として必ず勤修すべき修法に関
- ⑧ 「護持僧供御調進事」…禁裏で護持僧に対する供御を規定してい
- どに関する先例や規定を記している。 夜居を務める護持僧を指す)の任命、二間初参の作法、花注連な⑨ 「加任護持僧事」…加任護持僧(天皇の在位中に随時補任される

のため、本史料は古記録の記事を復原できる面でも価値がある。(8)

次いで、「長日如意輪法六」の作成者と成立時期について検討する。 「文化遺産データベース」によれば、『門』原本の当初の巻数は未詳だが、現存巻数は百二十二巻であり、筆跡より尊円自筆本が二十八巻
と認められるという。原本写真の筆跡から、「文化遺産データベース」
この説明はほぼ妥当であると考える。

く、この点について検討が必要である。「長日如意輪法六」の作成者は尊円であるかどうか自明のことではないない。加えて、『門』は尊円死後に増補された部分もある。ゆえに、一方、現存の百二十二巻のうち、六十八巻は尊円自筆と認められて

筆と考える。判断の根拠について、以下に説明する。であり、外題「護持僧条々」と見返しの記述は尊円自筆で、本文は他二)に北朝の新天皇後光厳(同年八月に践祚)に進上したものの草稿結論からいえば、「長日如意輪法六」は尊円が文和元年(一三五

書かれている。また、 関する勘例を集めたもの)の見返しにも、 しの記述と同筆で「文和元年十二月下旬、 を確認したところ、「長日如意輪法補一」(外題には を記した人物が誰かを判定する手がかりがある。『門』全巻の写真帳 天皇に献上したものの草稿であることが分かる。さらに、この見返し 也」という見返しの記述である。文和は北朝の年号である。この記述 まず注目すべきは、「文和元年十二月下旬、 平安中期の朱雀天皇から鎌倉末期の後伏見天皇までの護持僧に 「長日如意輪法六」は文和元年に禁裏、すなわち北朝の後光厳 青蓮院門跡吉水蔵聖教第七十五箱には尊円自筆 書一進 「長日如意輪法六」の見返 書一進 禁裏」之草本也」と 「護持僧勘例」と 禁裏 一之草本

いると考えられる。

(12)
いると考えられる。。

(13)
いると考えられる。。
(13)
いると考えられる。。
(14)
いると考えられる。。
(15)
いると考えられる。。
(16)
いると考えられる。。
(17)
には『門』「長日如意輪とは同一の史料をさして法補一」と吉水蔵聖教にある『護持僧勘例』両史料の内に表補一」と吉水蔵聖教にある『護持僧勘例』両史料の内には『門』「長日如意輪とされる『護持僧勘例』一巻があり、見返しには『門』「長日如意輪とされる『護持僧勘例』一巻があり、見返しには『門』「長日如意輪とされる『護持僧勘例』一巻があり、見返しには『門』「長日如意輪とされる『護持僧勘例』

尊円であることが窺える。 尊円であることが窺える。 尊円であることが窺える。 尊円であることが窺える。 尊円であることが窺える。 尊円であることが窺える。 尊円であることが窺える。 真田の元を略して「尊ー」と表記しておいる。 文中では尊円の名のみ「円」の字を略して「尊ー」と表記している。 文中では尊円の名のみ「円」の字を略して「尊ー」と表記している。 文中では尊円の名のみ「円」の字を略して「尊ー」と表記している。 文中では尊円の名のみ「円」の字を略して「尊ー」と表記している。 文中では尊円が文和元年十二 が、尊円が自分の名前を略記したと考えられる。すなわち、作成者は り、尊円であることが窺える。

次に見返し部分ではなく「長日如意輪法六」の本文が尊円の自筆であるかどうかについて検討する。冒頭の総目以降をみてみると、尊円は外の人物の筆跡と見られる。さらに、本文中では抹消・合点・修正などが多く見られるため、尊円が「長日如意輪法六」の本文を清書して自筆本を後光厳天皇に提出したと考えられる。すなわち、作成の主体は尊円であり、実際には尊円がほかの青蓮院僧に本文を書かせたの体は尊円であり、実際には尊円がほかの青蓮院僧に本文を書かせたのである。

に尊円、良慶、賢俊が崇光即位後の代始護持僧となったことを示す記総目の②「代始護持僧事」の最後にある、観応元年(一三五〇)十月次に成立時期を検討する。「長日如意輪法六」の記述内容の下限は、

に上皇の尊号が奉られた観応二年十二月二十八日以降に成立したものに上皇の尊号が奉られた観応二年十二月二十八日以降に成立したもの、崇光

ら文和元年十二月下旬の間に成立したと判断できよう。以上を踏まえて、「長日如意輪法六」は観応二年十二月二十八日か

する)について記載がある。 述の成立時期と合致する。 天皇は三種の神器なしで即位した。北朝三上皇の表記からみると、(3) 院が治天の役割を果たしている。このような政治状況の中で、 三年に北朝三上皇は南朝方に連れ去られたため、光厳・光明母広義門 死去する)・「新院」(崇光、応永五年 日に死去する)・「院」(光明。康暦二年(一三八〇)六月二十四日に 「長日如意輪法六」は彼らが存命した時期に成立したものであり、上 また、本史料中では「一院 この時期の政治状況を整理すると、 (光厳。 (一三九八) 貞治三年 (一三六四) 正月十三日に死去 後光厳 七月七 観応

跡 号が加筆されたと推測される。 立した「長日如意輪法四」 五」と「長日如意輪法六」 れら三史料は、尊円没後に成立したものと考えられる。そのため、(⑸ ていない。 日如意輪法六」の外題には 長日如意輪法 長日如意輪法五」(表紙に「護持僧補任五」と書かれている)の、 ・内容・成立時期について、 本節の最後に「長日如意輪法六」と 原本の外題には、 加えて、 は段階的に成立した史料といえる。「長日如意輪法 「長日如意輪法三」、「長日如意輪法四」および 通例 の後ろに組み込まれ、さらに表紙に巻の番 は護持僧の関連史料として、尊円没後に成 「門葉記 長日如意輪法六」とは記載され 「門葉記」と記されている。しかし、「長 (当) 今後改めて検討されていく必要がある 膨大な量にわたる『門』 門 との関係を見ていく。 の各巻の

ことを、ここでは強調しておきたい。

、「長日如意輪法六」の近世写本

究では、近世写本が使用されている。 ほかに、近世に書写された柳原家本と国立公文書館本がある。先行研「長日如意輪法六」の写本としては、前述した『門』の近世写本の

介する。そこでインターネット上で確認した画像をもとにして、両写本を紹

三史料からなる。である。史料名の通り、「護持僧記」「護持僧勘例」「護持僧補任」のがある。史料名の通り、「護持僧記」「護持僧勘例」「護持僧記」が関係である。 とれている 「護持僧記」が原家本は、宮内庁書陵部図書寮文庫に収蔵されている 『護持僧記

三史料と『門』との対応関係は、以下の通りである。

『護持僧条々』(『門』「長日如意輪法六」)=「護持僧記

『護持僧勘例』(『門』「長日如意輪法補一」)=「護持僧勘例

「護持僧補任」(『門』「長日如意輪法五」)のうち、尊意までの部分≒『護持僧補任』(『門』「長日如意輪法五」)のうち、尊意までの部分≒

輪法六」の作成者が尊円であることを改めて確認することができる。任大僧正入道尊円親王御筆」と記す。この記述によって、「長日如意る醍醐天皇期の山門僧尊意の記事の後ろに「按已上護持僧記同勘例補表紙には「青蓮院尊円親王撰」とあり、「護持僧補任」末尾にあた

『護持僧記并勘例補任等記』の奥書には

右以,,青蓮院宮本,写云、以,,或人秘卷,令,,書写,了、所々不審不

少少、

加...愚存及朱..了、可...秘書、

寛政十一年二月上旬(花押)

書写されたものであることがわかる。とあり、この写本が寛政十一年(一七九九)に公卿柳原紀光によって

草文庫」の朱印が各一顆、 丁である。一丁目表の上 とあり、見返しの冒頭に 料の表紙に付された短冊状の題箋には「護持僧記護持僧勘例「四十三丁□」」 求記号一四六─○五四○) 同勘例・同補任以二青蓮院宮御本」写」之、 府図書」の朱印各一顆が、右下(地)に「和学講談所」の墨印・「浅 もう一つの国立公文書館本は、国立公文書館所蔵『護持僧記 「補任之部」と墨書されている。 (天) に、「書籍館印」「内閣文庫」「日本政 捺されている。 のうちの「護持僧記」の部分である。 京師乙丑本」と記す。 奥書には、 「右護持僧記 墨付け五 本史 (請

は貞享二年(一六八五)と推定できる。 「護持僧補任」から成るため、両者の祖本、すなわち「青蓮院宮本」「護持僧補任」から成るため、両者の祖本、すなわち「青蓮院宮本」を写本の内容は柳原家本と同じであり、「護持僧記」「護持僧勘例」

両写本と『門』原本との関係についての検討は、今後の課題としたい。移転後に浅草文庫に移管され、後に内閣文庫に移管されたと思われる。明治初期に和学講談所が廃止された後に書籍館に移管され、書籍館の本写本の伝来については、江戸後期に和学講談所に収蔵されており、

おわりに

『門』との関係およびその写本系統について論じてきた。今後は「本稿では、『門』「長日如意輪法六」の内容・作成者・成立時期、

ある。ひとまず筆を擱きたい。『門』「長日如意輪法」の他巻についても史料論的な検討を行う予定で

ながらここに記して心より感謝申し上げます。如意輪法六」の翻刻並びに史料紹介のご許諾をいただきました。末筆「付記1」青蓮院御門跡門主(東伏見慈晃猊下より、『門葉記』「長日

県対馬市厳原地区公民館大会議室)での大会報告をもとにする。「付記2」本稿の一部は、日本古文書学会第五十五回学術大会(長崎

(17 H 06117 研究代表者:田島公)の学術専門職員としての研究成史料の高度利用化と日本目録学の進展─知的体系の構造伝来の解明二一年度科学研究費補助金(基盤研究(S))「天皇家・公家文庫収蔵「付記3」本稿は、令和三年度東京大学史料編纂所A及び二○一七~

記』「長日如意輪法」を用いて―」の研究成果の一部である。成金「中世前期における山門護持僧の出自・法流・修法活動―『門葉「付記4」本稿は、令和五年度一般財団法人仏教学術振興会の研究助

果の一部である。

註

- (1) 『国史大辞典』「門葉記」項、武覚超執筆。
- (2) 尊円自筆本を含め、大部分は南北朝期に書写された『門』原本で』「東京大学史料編纂所紀要』二、一九九二)。 (重要文化財) は青蓮院門跡に所蔵されている。そのほかに所蔵(重要文化財)は青蓮院門跡に所蔵されている。そのほかに所蔵(2) 尊円自筆本を含め、大部分は南北朝期に書写された『門』原本
- (3) この写本は文化年間(一八○四─一八一八)に書写されたもの

- いる(請求記号二〇七二―二一)。注2山家論文を参照。であり、東京大学史料編纂所にはこの写本の謄写本が架蔵されて
- にも確認できる部分があり、これについては第一章で述べる。の古記録の逸文と類似の内容が、前巻『門』「長日如意輪法五」、が、の見返しの記述を掲載している。「長日如意輪法六」所収4)『大日本史料』第六編第十七冊第三百四十五頁に「長日如意輪
- (5) 原本未見のため、正確な書誌情報は今後の課題としたい
- (6) 安徳天皇の場合、「安徳天皇」と表記されている。
- (8) 活字本『権記』(『史料纂集』と『増補史料大成』)には治安三(7) 所属宗派が記されていない者は、青蓮院道玄と梶井最助である。
- 年(一〇二三) 六月の記事は確認できないため、「長日如意輪法六」所収の記事は逸文である。「長日如意輪法六」では、この記法五」では同じ記事の日付を六月十三日として載せている。この法五」では同じ記事の日付を六月十三日として載せている。この語事の干支「辛丑」から計算すると、六月九日が正しいか。『為房卿記』の記事は「長日如意輪法五」にも確認でき、『大日本史房卿記』の記事は「長日如意輪法五」にも確認でき、『大日本史房卿記』の記事は「長日如意輪法五」にも確認でき、『大日本史房卿記』の記事を引用している。「長日如意輪法二」が収の『為と比べると、文字の異同や記述の相違がややあり、両者を比較して活用すれば本来の記事をおおよそ復元することができる。
- (9) https://bunka.nii.ac.jp/db/heritages/detail/158441。最終閲覧は二〇二三年十二月一日。
- の画像を主に用いた。 筆『門葉記』「寺領目録」(重要文化財。奈良国立博物館所蔵品)(①) 筆跡鑑定に際して、インターネット上で公開されている尊円自

- (11) 吉水蔵聖教第七十五箱第十八号、東京大学史料編纂所探訪マイ(11) 吉水蔵聖教第七十五箱第十八号、東京大学史料編纂所図書の日でのででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のででは、「一方のでは、「一方では、「一方のでは、「では、「一方のでは、「では、「では、「では、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「では
- (3)「正平一統」(正平六年(一三五一)に北朝側の足利尊氏が南朝(13)「正平一統」(正平六年(一三五一)に北朝側の足利尊氏が南朝側に渡された。ただし翌年に「正平一統」が破三種の神器が南朝側に渡された。ただし翌年に「正平一統」が破ら、正統性に乏しく、天皇の宗教的権威を高めるため尊円に護持ら、正統性に乏しく、天皇の宗教的権威を高めるため尊円に護持ら、正統性に乏しく、天皇の宗教的権威を高めるため尊円に護持ら、正平一統」(正平六年(一三五一)に北朝側の足利尊氏が南朝については、別稿で論じることにしたい。
- (14) 注2山家論文。
- (5) 「長日如意輪法三」と「長日如意輪法四」には尊円没後に弟子に弟子尊玄および尊玄周辺の青蓮院僧侶が完成したものと考える。護持僧補任情報を掲載しており、成立過程は非常に複雑である。護持僧補任情報を掲載しており、成立過程は非常に複雑である。。 長日如意輪法五」は桓武天皇期から後小松天皇期までの「長日如意輪法三」と「長日如意輪法四」には尊円没後に弟子に弟子尊玄および尊玄周辺の青蓮院僧侶が完成したものと考える。

- 代・中世)』思文閣出版、一九九七)。と天皇」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質(古と仏教』思文閣出版、二〇〇一。初出一九八一)。堀裕「護持僧(6) 湯之上隆「護持僧の成立と歴史的背景」(『日本中世の政治権力
- た。最終閲覧は二〇二三年十二月一日。 (17) 東京大学史料編纂所HiCAT Plusにて柳原家本の画像を閲覧し
- (18) 醍醐天皇期の尊意の記事の後ろの「按已上護持僧記同勘例補任(18) 醍醐天皇期の尊意の記事の後ろの「按已上護持僧記同勘例補任(18) 醍醐天皇期の尊意の記事の後ろの「按已上護持僧記同勘例補任
- 覧は二〇二三年十二月一日。(19) 国立公文書館デジタルアーカイブにて画像を閲覧した。最終閲

20

すなわち、乙丑年は川瀬氏が比定している貞享二年である。この

当史料は二〇二三年十二月二十日に岩瀬文庫で実見した。誌データベース(二〇二三年十二月四日アクセス)を参照した。るのである。『門葉記抜粋』の書誌は西尾市岩瀬文庫/古典籍書年に水戸彰考館で書写された史料を「京師乙丑本」と総称してい

凡例

- きるかぎり原本の体裁を保つようにした。翻刻にあたっては、本文の配列、改行、闕字・挿入・傍注等はで
- 一、各項目間に空白あるが、翻刻では特に注記しない。
- 一、朱筆の部分は区別せずに翻刻した。
- を示し、左傍に・をもって訂正文字や重ね書きの箇所を示した。正文字や重ね書きはそのまま翻刻し、右傍に×をもって抹消文字抹消文字に訂正文字や重ね書きが付されている場合、本文中に訂
- 一、抹消のみの場合、本文左傍にきをもって示した。
- 一、判読できない字は図をもって示した。
- 、本文中の合点は\で示した。
- 、本文には新たに適宜読点、並列点を付した。
- 一、字体は常用漢字で翻刻した。
- 、翻刻者注は()をもって示した。
- 、同一人物の人名注は、初出の場合のみ付した。

(表紙)

護持僧条く

六

(見返し)

文和元年十二月下旬

本也、

書進 禁裏之草

(本紙)

一、濫觴事

一、被仰護持僧事 一、代始護持僧事

親王補任之時以 勅使被仰例 被下 綸旨例

綸旨被仰例

一、二間初参事

参上通路事

一、長日三壇御修法事

御請事

改臨時

仰護持僧之宣旨礼紙載之例

御本尊事 支物事

或勅使 或綸旨 代始宣旨

花注連事 後加持事

御巻数事

依労超越上首転任例

譲労任官内挙例

以春宮護持労昇進例 以中宮護持労昇進例

護持僧供御調進事

加任護持僧事

被仰加任事

御教書

勅使

二間初参事 花注連事

恒例勤修御祈事 募功労事

被仰護持事

、春宮護持僧事

御祈事

(三行空白)

:護持僧条く

濫觴事

天台座主記云、延暦十六年為 公家護持僧

是最初護持僧也、

内侍宣云、守護国家、利楽衆生云、、

弘法大師 諱空海、東寺真言元祖、

198

一、護持労事

三ヶ年一度奏事

不至三年被許其労例

以護持労譲先師例 募先代護持労例

以女院護持労昇進例

護持僧必勤修御祈事

伝記云、毎年正月後七日息災壇増益御修法、幷

毎月晦三ヶ日御念誦、 亦十八日御前之観音供

等、皆是唐朝風也云水

慈覚大師 諱円仁、本朝伝教大師弟子、 達

益号刺書、朕昔以眇身頻接慈眼、恨護持之俄 思崇飾而何窮、 宜贈法印大和尚位、

大師云ふ、

智証大師

法国政、 一次、 日本慈覚大師・徳円和尚等弟子、 大唐法全阿闍梨弟子、

大鏡物語云、清和御時、護持僧智証大師云ふ、 伝記云、貞観八年奏達持念壇于冷泉院、祝聖也云ふ、

已上三流護持之元祖也、

従此以降、 碩徳明匠奉 詔致 聖躬之護持、

静観僧正等也、 粗雖有所見、所謂実恵僧都・遍昭僧正・ 然而相続之儀、 旧記頗幽玄也、

醍醐天皇御宇已来、 大略継踵無絶

東貞崇書 尊意贈僧正

東 千攀律師 増置 慈念僧正 韓延昌

宝 性 性 都

山慈 恵 大師 神 皇源

^{北山} 選 質 僧 都 山興 連 良 律 師 円賀大僧都

計 修 律 師

明豪僧正

俊観法橋

*盛第律師 ⁺ 文 慶僧 都 山道海 海 律 師

尋円大僧 都 ^山成秀律師 富分法橋

尋光大僧都 山斎 派 僧 都 山良^{後一条} 円僧都

^薬延尋大僧都 山明快僧 快僧正 0 永慶律知 師

源泉大僧都 頼賢僧都

仁暹大僧都 長守僧正等也

長日三壇者御修法、其已後相続勘例等 後三条院御代、 被撰三寺之高僧、 令始修

委別記、

代始護持僧事

新帝践祚之後、被仰之、即位之前後、 随時不

同也、代於例両度大儀相続之時者、 即位已後被仰之、不爾者

為已前歟

坊之時、護持僧大旨為其仁、 先帝護持相続之輩

又多之、西条勘例

後三条院 同七月廿一日即位、治暦四年四月十九日受禅、

権律師覚尋 延久元年正月十四日不動法始行之、

·阿闍梨信覚 同日如意輪法始行之、

阿闍梨成尊 同日延命法始行之

白河院 阿十二月廿九日即位、延久四年二月八日受禅

権大僧都仁覚 延久五年七月一日如意輪法始行之、

隆明・寛意・増誉已下数輩、 雖為護持僧、 御修法

勤修之時分旧記不分明也

堀河院 同十二月廿九日即位、応徳三年十一月廿六日受禅、

法^山印 仁源 寬治元年二月十九日延命法始行、

・法印権大僧都隆明同日不動法始行、

·権少僧都義範

同日如意輪法始行、

鳥羽院 · 僧 正 同十二月一日即位、 嘉承二年七月十九日受禅、

仁源 嘉承二年十二月廿二日為護持僧

権大僧都寛助 同日被仰之、

法^寺眼 行尊 同日被仰之、

崇徳院 同二月十九日即位、保安四年正月廿八日受禅

· 僧 正 行尊 保安四年三月廿日御修法始行、

法印権大僧都増智同日御修法始行

仁実・寛助等同為護持僧、 但修法開白等時分

旧記不分明

近衛院 同廿七日即位、 永治元年十二月七日受禅、

· 僧^柬 正 信証 康治元年正月十五日為護持僧

権僧正覚宗

同日被仰之、

権僧正行玄 同日被仰之、

> 後白河院 僧寺 正 同十月廿七日即位、 久寿二年七月廿三日受禅、 行慶 即如意輸法始行、《寿二年十月廿三日為護持僧、

法印権大僧都寬逼、同時被仰之、東

権少僧都快修 即不動法始行、 同時被仰之、

二條院 同十二月廿日即位、保元三年八月十一日受禅、

例修即 法位 開已 白前 最^山雲

大僧正行慶 親王 同十一月一日如意輪法始行、同十月廿七日被仰之、 同十一月一日不動法始行、保元三年十月四日為護持僧、

権僧正寬遍 同日延命法始行、同時被仰之、

六条院

·大僧正 覚忠 同十二月十五日如意輪法始行、永万元年七月五日為護持僧、

法^山印 前大僧正寬遍 明雲 同十二月十五日不動法始行、同十月廿八日被仰之、 同十二月十五日延命法始行、同十月十二日被仰之、

高倉院 同三月廿日即位、 仁安三年二月十九日受禅、

大僧正快修 権僧正覚讃 同日延命法始行、同日被仰之、 同七月十二日不動法始行、仁安三年二月廿五日為護持僧、

法^转印 房覚 同日如意輪法始行、同日被仰之、

安徳天皇 同四月廿二日即位、治承四年二月廿一日受禅、

大僧正禎喜 同七月廿一日延命法始行、治承四年四月廿八日為護持僧、

僧山 正明雲 同日如意輪法始行、同日被仰之、

僧寺 正房覚 同十月二日不動法始行、同九月廿日被仰之、

後鳥羽院 権僧正定遍 元曆元年七月廿八日即位、 寿永二年八月廿日受禅、

・前権僧正全玄 同十二月廿六日如意輪法始行、替、 已前元曆元年八月 日被仰之、 入滅 御所聞白 元曆元年十二月廿六日延命法始行、寿永二年十月廿七日為護持僧、 明雲座主

土御門院 大僧正覚成 * 同三月三日即位、 建久九年正月十一日受禅、

法[÷] 印

実慶

同十二月廿六日不動法始行、同日被仰之、房覚僧正入滅御祈問白替、

建久九年六月十九日延命法始行、

· 法^山 印 ·権僧正弁雅 同日不動法始行、

真性

同日如意輪法始行、

順徳院 同十二月廿八日即位、承元四年十一月廿五日受禅、

僧華 正道尊

・権僧正承円 同日如意輪法始行、同日被仰之、

・権僧正道誉 同日不動法始行、同日被仰之、

後堀河院 · 尊^山 性 大僧正道尊 親王 同十二月一日即位、承久三年七月九日受禅、 同日延命法始行、同日被仰之、 同廿一日如意輪法始行、 承久三年十二月十八日為護持僧、

> 四条院 同十二月五日即位、貞永元年十月四日受禅、

大僧正良尊 同日不動法始行、

僧^束 正親厳 同日延命法始行、

後嵯峨院 同三月十八日即位、仁治三年正月廿日受禅、

前大僧正円浄 即不動法始行、仁治三年三月廿九日為護持僧、

僧山 正慈源 即如意輪法始行、同日被仰之、

僧^東 正厳海 同七月廿二日延命法始行、同日被仰之、

後深草院 同三月十一日即位、寛元四年正月廿九日受禅、

· 覚 仁 親王 不動法勤修、

・前大僧正良恵 僧山 正慈源 如意輪法勤修、同三月 日被仰之、 延命法勤修、同三月 日被仰之、

亀山院 同廿八日即位、正元ミ年十一月廿六日受禅、

助 親王 同日不動法始行、

· 尊 助

親王

文応元年四月廿七日如意輪法始行、

後宇多院

・ 僧^東

正房円

同日延命法始行、

・権僧正仁慶 同日不動法始行、同日被仰之、

静[÷] 仁 親王 文永十一年七月廿七日不動法始行,

前大僧正澄覚 文永十一年七月廿日如意輪法始行、×同

僧^東 正 道 融 同日延命法始行

一个年五月十四日被補護持僧、而澄覚 大僧正為座王可修如愈給法之皆有天気、然而此事 及豫儀之親、二項可並修公旨有天気、然而此事 在職儀被之時、移修御修法者、雖為先例 在職儀被並修之条似朝儀軽忽、仍称

伏見院 同十一年三月廿五日即位、弘安十年十月廿一日受禅、

慈^山 助 親王 正応元年七月廿日如意輪法始行、弘安十年十一月廿三日為護持僧、

前 大僧正 · 行× · 昭[×] 同日不動法始行、 同日被仰之、 一、以安十年十一月十八日

大僧正守助

正應元年七月廿日延命法始行、弘安十年十一月廿八日被仰之、

座主最助 親王

後伏見院 同十月十三日即位、 永仁六年七月廿二日受禅、

例修即 法関 自前 前大僧正尊教 即如意輪法始行、永仁六年十月二日為護持僧、

前大僧正行昭 即不動法始行、同日被仰之、

前大僧正守誉 即延命法始行、同日被仰之、

後二条院 一品覚助親王 同三年三月廿四日即位、正安二年正月廿二日受禅 同六月十九日不動法始行、正安三年四月廿九日為護持僧、

前大僧正道玄

難治故之由辞謝之、不及二間参云く、

後醍醐院 同三月廿九日即位、文保二年二月廿六日受禅、

一品覚助親王 同七月十七日不動法始行、文保二年四月 日為護持僧、

慈^山 道 親王 同日如意輪法始行、同日被仰之、

前大僧正 禅助 同日延命法始行、同日被仰之、

一^{光 院} 尊^(円) 同二年三月廿一日即位、 元弘元年九月廿日受禅、 正慶元年七月廿六日如意輪法始行、 元弘元年十二月二日為護持僧、

尊^寺 悟 親王 同三年三月廿四日即位、同日被仰之、

前等 大僧正 道 昭 同日不動法始行、同日被仰之、

僧^東 正 益守 同日延命法始行、

电 当代護持事、 雖有其沙汰、仁和寺宮頻就被挙申益守僧正、 最初尊ー・ 尊悟親王・道昭僧正 可修三壇御祈之 一長者、以彼被

前大僧正道玄 同日如意輸法始行、

前大僧正了遍 同日延命法始行、

花園院 同十一月十六日即位、延慶元年八月廿六日受禅、

前大僧正公什 同二年三月廿九日如意輪法始行、延慶元年八月廿九日為護持僧、

前大僧正道昭 同日不動法始行、

×前大僧正覚雲 ·親 ·王 延慶元年後八月廿九日延命法始行、 洞泪被仰之、

僧正依大師号事、一寺及離寺之間、如此被修之、禅助僧正為護持僧可修此法之處、益信率寺

令修延命法之間、寺門一人尤可被略之処、堅又依申子細、被並

修不動法二壇畢、 三壇被。並事初例也

院鎖

同四年十二月廿八日即位、 ××

同五年十月廿二日如意輪法始行、建武四年六月廿五日為護持僧、

· 前 大 僧正成助 同日延命法始行、同日被仰之、

新魚

·前大僧正良慶

前大僧正賢俊

被仰護持事

親王補任之時、 以 勅使五位被仰之、

二品尊性親王 承久三年親長参向

道覚親王

宝治元年宗雅参向

二品尊助親王

或被下

二品尊性親王安貞補任之時、 信盛書遣綸旨

但後日参申云ふ、

建武三年八月十五日。受禅

准三宮前大僧正道昭 同日不動法始行、同日被仰之、

同五年十二月廿六日即位、貞和四年十月廿七日受禅、

観応元年十月十四日如意輪法始行、貞和五年正月廿九日為護持僧、

· 尊]

同日延命法始行、同日被仰之、 同日不動法始行、同日被仰之、

文応元年経業参向

尊]

貞和五年俊冬為 勅使、 元弘元年建武四年両度共親名来仰:

綸旨

慈助親王正応補任之時如此、 彼親王記云、太無礼也、 依公事計会不参

申、恐存之由、信輔後日参謝云へ、

参之処、難治之由別而載書状畢、彼宣旨云、 二品慈道親王正和補任之時、又如此、斯時尤可令持

綸旨称、可令候二間夜居之由、宜遣仰者、

綸旨如此、以此旨可令申入座主宮給、 二月十八日 左衛門佐資朝 仍執達如件、

大納言法印御房

僧正已下補任多分以 謹上 綸旨被仰之、

公澄僧正乾元く年補任之時、被仰之宣旨云、

綸旨称、可祗候二間夜居之由、宜遣仰者

綸旨如此、仍上啓如件、

十一月廿五日 兵部大輔経世奉

謹奉 左大臣僧正御房

逐上啓

則可令勤修長日如意輪法給、 注進之由、同其沙汰候也 支度可令

或带 綸旨参向

道玄准后正安三年 宣下云、

被編旨称、可祗候二間夜居之由、宜遣仰者、

綸旨如此、悉之、経世誠恐頓首、 謹言、

四月廿一日 兵部大輔経世奉

進上 法性寺座主前大僧正御房或所

二間初参事

彼時記云、右綸旨経世持来云、

被仰護持之後必参仕之、。長日此四漢 ^{不及御加持、} 。長日御修法開白已後

令参仕之後加持可奉仕也、 彼時勤修召具之、

参上之時通道事

人
ミ
所
為
不
一
准
、 面く定存一義歟

親範卿記云、

一説、

入上東・朔平・玄輝門、 経弘徽殿西·瀧口戸昇清凉

殿北階、参二間、於瀧口戸辺置火於香炉

説

於待賢門階外下車、 入修明門・陰明門、経蔵人町

西・月華門幷橋・弓場内入明義門・仙華門、著草鞋

持三衣・香炉昇長橋、経簣子参候二間、 頭若五位

蔵人引導之、奏聞次自御対面、 頃之経本路退出、

共僧綱已下留居弓場殿

説

入待賢・修明・陰明門、 経御湯殿介瀧口戸昇清凉殿

北階或荻戸階、 参二間

片

(一行空白

道覚親王

二条西行、於西洞院面北門前縣下車、去十二月十車事

即経此門幷五節所西令登南殿、 御後雲客七八許

輩取紙燭参儲此辺、 助修六人相随、経御後簀子

参入、次御加持作法如常、 事訖退出、世上親王宝治元年記、

二品慈道親王

此時内裏閑院殿也、

西洞院面者御所之東左衛門陣也

任宝治例、入左衛門陣、於和徳門前申入事由之

後入彼門、 昇紫宸殿艮階、 経露台渡長橋

参清凉殿二間

此時内裏冨小路殿也、左衛門陣者京極面也

明雲座主

入自瀧口、到清凉殿東庭、 昇自御殿階云公、

尊恤 性親王

慈厳僧正

入月華門、経下侍東辺入明義門及仙花門、

昇自長橋云ふ、

円満院尊悟親王

昇自瀧口、経黒戸参入云ふ、

已上、古今自他門所為不同、

大概如此

長日三壇御修法事

後三条院御宇、殊有其沙汰、被始修之、

不動法 権律師覚尋

如意輪法 阿闍梨信覚

延命法 阿闍梨成尊

治暦五年正月十四日、於大内始修之、旧儀如此

然而中古已来於本坊始行之、而道玄准后

慈道親王等常移道場於 禁中令勤之、

存古風者歟

如近来 御修法従此已後、于今相続面ら応其清撰者也 勅喚之、如意輪山門・延命東寺・不動園城寺

- 近年13、 動列 必以三流之僧被修三ヶ法、但又近古例僧不一

准者也、勘例

·御請事、或 勅使或 綸旨等、先例不同也

慈源僧正仁治三年代始 宣旨云

綸旨如此、悉之、謹状、顕雅恐惶頓首謹言、御修法、如意輪法可勤修之由、宜遣仰者、

三月卅日 勘解由次官藤原顕雅素

追言上

進上

天台座主御房政所

支度可被召進候、重恐惶謹言、

慈道親王正和四年二月十八日被仰護持僧、同廿日御

修法改修之時、 綸旨云、

長日如意輪法自来廿七日可有御勤修之由

天気所候也、以此旨可令申入座主宮給、依執逹

如件

二月廿日

左衛門佐資朝

謹上 大納言法印御房

追申

御支度者可令進給候也、同可令申入給

尊一元弘勤修之時、親名来仰之、 ×補任

暦応勤修之時、宗光書送 綸旨云· ※補任 (神原)

天気所候也、以此旨可令申入青蓮院宮給、仍執逹如件.|自来月九日可被行如意輪法、可令勤修之由

九月廿二日

左兵衛佐宗光

謹上 左大臣法印御房

追申

支度任例可被召進候也、

公澄僧正乾元~年護持僧補任 綸旨。礼帋於河

載之、
見左、
、
文章、

可勤修長日如意輪法支度可注進哉

・御本尊事

御代始必被新図也、

仍彼時護持僧兼日仰絵所

諸流又定有口伝歟、調様二幅也、四方縁用赤地錦致其沙汰、形像等随尊有子細、当流殊所相承来也

有裏、絹上有釣軸、御修法開白当日奉渡之、

六位蔵人為 勅使、此時御衣同被渡之、又移修御修

法之時、両種共被渡彼阿闍梨坊也、

道玄准后記云、代始被新図御本尊一日中図絵、先

例也云べ、

為房卿記云、応徳四年寛治元二月十九日、兵、今日公家被(離)

始長日御祈、仍被図御佛三体、Kmi、如意輪·御衣絹内蔵

兼召加夜居僧二口、律師良意、御修法闍梨三口同可参仕上卿又被始不動隆明。此后增誉、御修法闍梨三口同可参仕上卿又被始不動隆明。此后以帝,如意輪権必僧都等法、

一間者也云云、

・支物事

任阿闍梨注進支度之旨被調下之、木具者木工寮・修理 下行事有之、非本儀之間、 職等沙汰、鋪設者掃部寮所役敷、 行事僧頻申子細也 而近来以料足被

・花注連事

御修法。開白翌朝大旨引之、於本房勤修之時、門之梁懸之、 護持僧不辞之、修法渡他所之時、 御衣奉安置間者如此也 巻収之也、故実、

後加持事

此時則可為加任護持僧也、

奉仕之故也、 時者、 御修法修中毎月兩三度許令参上之条、本儀也、 近来頗不及其沙汰歟、不仕之至也、若他御修法参勤之 正壇護持僧不参長日御修法、 彼御修法後加持已前必先如意輪御加持勤之也 後加持以前他法御加持 然而

凡暴風雷雨之時、 為護持僧之仁令参内、 可奉加持

玉体也

· 巻数事

渡正壇、 儀故也、 許奉渡也、 脱履之時、護持僧奏之也、此時御本尊即奉卷収之、 御修法於他人之時歟、 是阿闍梨雖相替、 御願相続之間、 不可奏之、御衣御本尊 非結願之

護持労事

三ヶ年一度奏之、故実也、中此意敷、三ヶ年一度奏之、故実也、中記云、三歳一考功文

翌年募申之也、 所謂今年某月補其職之後、次歳一ヶ年積労了、 而宿老高徳之仁被抽賞之時者、

毎年被仰之事有之、 ^{梅左、}

不至三年被許其労例

後三条院

治暦四年四月十九日受禅、 同七月廿 日即位、

同五年正月十四日三壇御修法始行

同五月廿五日依労昇進、

権少僧都覚尋 翌年又転権大僧都、同賞、護持賞、

権律師 頼範 護持労、

成尊 護持労、

法

眼

信覚

御祈労、

護持僧也、

·大 ·概 一見如此此外古今例多云 >

已上以僧綱補任注之追委可勘之

依労超越上首転任例

権少僧都覚尋 超公覚・良深、延久元年五月廿五日転任、護持賞、

超五人、同二年五月九日転権大僧都、御持僧賞、

権少僧都増營 権少僧都頼範 超五人、延久三年十二月卅日転任、護持労、 超五人、承保元年十二月廿七日任、護持僧賞、

権大僧都斎覚 権少僧都尋源 超五人、 承曆元年正月十四日転任、護持僧賞、 超六人、超六人、日十二月十九日任、 護持労、

是又計御例也

大概所見如此不遑前論

・譲労任官内挙例

古今之例不可勝計、 不能勘録

(一行空白)

・以護持労譲先師例

行成卿記云、治安三年六月十七日、 故阿闍梨賀秀

今上護持僧、 被贈大僧都、 法性寺座主慶命本師也、 仍須被勤賞也、 而依申請被賞 慶命者

彼先師云さ、

·募前代護持労例

権僧正快修

保元三年十二月廿九日任、太上天皇在位之時護持僧労、二条院即位已後、二条院即位已後、

以春宮護持労昇進例

権律師 成典 寬仁三年十月廿日任、東宮護持労、

権律師 権大僧都観教 頼寿 長元六年十二月廿二日任、春宮護持労

長和元年三月十四日任、東宮護持賞、

以中宮護持労昇進例

権律師 盛筹 寬弘七年八月廿一日任、中宮護持労、

法 橋 頼命 長和四年十二月廿日叙、中宮護持賞、

·以女院護持労昇進例

権律師

喜源

承保三年十二月十九日任、中宮護持僧賞

権律師 頼覚 延久四年十一月廿九日任、陽明門院護持労

已上大概所見如斯、於連綿例者、不遑

羅縷

護持僧必勤修御祈事

御禊行幸御祈勤之、本尊依時可有不同、然而。大旨 近来

金輪法山門・不動法寺門等被行之、群行路奉加持玉体、是故実也、

除目歳末御修法不動法勤之、於本坊修之、加任護持僧勤仕又常例也、

災旱之時、水天供。勤之、 護持僧之仁被召加之、例也於本功修也 於本坊修也, 加任護持僧加其人数被並數壇之時、又非 此等御祈支具可募申任官功之由、近来大旨被仰之歟

有法験者被下 叡感綸旨也、

道玄准后弘安七年勤行之時、宣旨云、

綸旨称、水天供事、立依月華之離畢、兼知

秋稼之成雲、修中甘澍民間、普潤法験之至、

叡感尤除之由、 冝仰遣者、

綸旨如此、悉之、謹状、兼仲頓首謹言、

六月廿七日 治部少輔兼仲奉

進上 十楽院前大僧正御房政所

此外古今之例、不能具載

護持僧供御調進事

禁中供御備進者、摂籙臣・侍読儒・御乳父等之

外俗中猶以不容易歟、況僧侶哉、然而於護持僧

者調進定例也、但於御飯者略之、精進御菜幷

菓子等許也、能ら奉加持所進之也、

∴ ` 加任護持僧事

長日御修法勤修之時、号正壇護持僧、其外只候

凡三壇勤仕仁者、依真俗之器用有当時之採択 二間夜居之輩以之各加任、人数随時不定也、

近来大旨三流弘·慈·智以各一人被令修之、其外或知法

名誉行学修練之類、或伝護持相続之跡、 或有

当代朝獎之寄之輩、被召加護持也、

·被仰加任事 各有其例 一被仰加任事 其時分正壇御修法開白前後

大略以 綸旨被仰之、文章不異正壇也、

道玄准后弘長二年三月一日加護持 宣旨云、 綸旨称、可令候二間夜居給者

綸言如此、忠方誠恐謹言:

二月廿九日 左少弁藤原忠方奉

進上

十楽院僧正御房

慈玄僧正正應二年十二補此職、 宣旨云

綸旨、可候夜居之由、宜遣仰者、

綸言如此、以此旨可令洩申給、俊光誠恐頓首、 右少弁俊光上 謹言、

進上 妙香院新僧正御房政所

十二月八日

此 綸旨二間字不書之、頗似坊護持歟、 但正和

慈道親王補任之時、資朝不載此字之間、問答子細之

随示賜之旨任常儀事改之云、然者此事為 資宣·俊光等卿如此書之、仍存父祖之例也、 然而

彼家之所存者歟、

或以勅使可被仰之、宜随人者哉、

・二間初参事

追雖加正壇、 護持 宣下之後必可令参仕、通道等不可違正壇也、 重而不可有初参之儀也、又臨時御修法等

承修之時、 相具助修参上二間奉仕御加持也、 但二間初参

> 以前者雖勤修御祈、 不令参御加持也

花注進事

臨時御祈於本坊勤行之時、 結願已後、御衣奉返入者巻置之也、 奉渡御衣者、 其間可 引

·。勤修御祈事

除目歳末御修法等修之、

非護持僧之仁又随時被召加人数也 水天供五壇或七壇・十壇等被並修之間、 大旨勤之也

募功労事

於加任者、積三四ヶ年護持労可奏之歟

春宮護持僧事

立坊已前兼日殊撰知法之高僧、被可令候夜居之

次立坊御祈御修法阿闍梨。被採用三流之明匠、一寺 由被仰之、此仁立太子之時必令参候也

各一人許歟、此仁又。為護持僧、於夜居僧者御修法 大旨勤修之也、但或不然事有之、

被仰之仁可被清選歟

·被仰護持事

坊者不被行長日御修法之間、

無正壇加任之列、

只最前

追又被召加護持僧之時者、無定人数、随時被仰之、於

宮司之内、亮・大進等常仰之、親王僧正已下差別

不可異 禁中歟、

慈玄僧正永仁六年 後伏見院坊時。護持被仰之令旨云、

可令候夜居給者、依

春宮令旨、言上如件、雅任誠恐頓首謹言、

四月十三日 権大進雅任上

進上 青蓮院前大僧正御房或所

尊一貞和五年二月七日亮仲房朝臣為 勅使来、仰之、

·御祈事

後二条・後醍醐御例・被行之、中修之、此外護摩供等両近代、亀山・後字多・被行之、大略於御所此外護摩供等面の計算、人間、大衛、後深草・伏見・後伏見・或時五壇、

不動三ヶ御修法、一院・院・新院等御例、立坊御祈禱大夫必奉行之、或時金輪・仏眼或愛染・立坊御祈禱大夫必奉行之、或時金輪・仏眼或愛染・

三壇被修之、
對之、

又歳末御修法有之、護持僧必令承修也、